

# 令和5年度（2023年度） 枚方市学校給食会総会

## 《議案書》

日時：令和5年6月9日（金）

### 【案件】

- 議案第1号 令和4年度 枚方市学校給食会 事業報告の承認について
- 議案第2号 令和4年度 枚方市学校給食会 事業会計決算の認定について
- 議案第3号 令和4年度 枚方市学校給食会 小学校給食物資会計決算の認定について
- 議案第4号 令和4年度 枚方市学校給食会 中学校給食物資会計決算の認定について
- 報告第1号 令和4年度 枚方市学校給食会 事業会計・小学校給食物資会計・中学校給食物資会計の監査報告について
- 報告第2号 令和4年度 小学校給食・中学校給食実施状況報告について
- 報告第3号 令和4年度 地元産農産物の学校給食への使用状況について
- 報告第4号 令和5年度 主要食材の価格について
- 議案第5号 枚方市学校給食会規約の改正について
- 議案第6号 令和5年度 枚方市学校給食会 事業計画の承認について
- 議案第7号 令和5年度 枚方市学校給食会 事業会計歳入歳出予算の決定について
- 議案第8号 令和5年度 枚方市学校給食会 小学校給食物資会計歳入歳出予算の決定について
- 議案第9号 令和5年度 枚方市学校給食会 中学校給食物資会計歳入歳出予算の決定について
- 議案第10号 令和5年度 枚方市学校給食会役員、会計監査及び各委員会委員の選出について

枚方市学校給食会

議案第 1 号

令和 4 年度枚方市学校給食会事業報告の承認について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第 6 条第 2 号の規定により、総会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和 4 年度 枚方市学校給食会事業報告書

種 別	実施日	事業名	内容等
総 会	令和 4 年 6 月 9 日	定期総会	・ 令和 4 年度予算等
役員会	令和 4 年 9 月 22 日	第 1 回役員会	・ 第 1 学期の決算、給食実施報告等
	令和 5 年 2 月 21 日	第 2 回役員会	・ 第 2 学期の決算、給食実施報告等
	令和 5 年 6 月 5 日	第 3 回役員会	・ 第 3 学期の決算、給食実施報告等
学校給食 物資納入 業者選定 委員会	令和 4 年 11 月 30 日	第 1 回委員会	・ 委員会概要説明等
	令和 4 年 12 月 15 日	第 2 回委員会	・ 令和 4 年度 登録更新及び新規登録業者の 書類審査
学校給食 物資選定 委員会	令和 4 年 4 月 22 日	第 1 回委員会	・ 令和 4 年度 6 ～ 7 月分の物資選定
	令和 4 年 6 月 23 日	第 2 回委員会	・ 令和 4 年度第 2 学期、 8 ～ 10 月分の物資選定
	令和 4 年 9 月 16 日	第 3 回委員会	・ 令和 4 年度 11 ～ 12 月分の物資選定
	令和 4 年 11 月 10 日	第 4 回委員会	・ 令和 4 年度第 3 学期、 1 ～ 3 月分の物資選定
	令和 5 年 1 月 27 日	第 5 回委員会	・ 令和 5 年度年間、 1 学期、 4 ～ 5 月分の物資選定
学校給食 献立作成 委員会	令和 4 年 4 月 19 日	第 1 回委員会	・ 令和 4 年度 6 ～ 7 月分の献立検討等
	令和 4 年 6 月 17 日	第 2 回委員会	・ 令和 4 年度 8 ～ 10 月分の献立検討等
	令和 4 年 9 月 9 日	第 3 回委員会	・ 令和 4 年度 11 ～ 12 月分の献立検討等
	令和 4 年 10 月 28 日	第 4 回委員会	・ 令和 4 年度 1 ～ 3 月分の献立検討等
	令和 5 年 1 月 20 日	第 5 回委員会	・ 令和 5 年度 4 ～ 5 月分の献立検討等

種 別	実施日	事業名	内容等
学校給食 指導 委員会	令和4年4月19日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の取組みについて</li> <li>・給食指導の手引きについて 等</li> </ul>
	令和4年6月17日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育資料の配付</li> <li>・食物アレルギー対応について</li> </ul>
	令和4年9月9日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「枚方市学校給食農産物マップ」の配付</li> <li>・「防災教育の日」の取組みについて</li> </ul>
	令和4年10月28日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし給食資料について</li> <li>・枚方市学校給食コンテストについて</li> </ul>
	令和5年1月20日	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食委員会活動・給食指導の取組み発表について</li> <li>・今年度のまとめ及び今後の委員会活動について</li> </ul>
中学校 給食 委員会	令和4年7月19日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第1学期の実施状況報告</li> <li>・令和4年度第2学期の予定献立について 等</li> </ul>
	令和5年1月16日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第2学期の実施状況報告</li> <li>・令和4年度第3学期の予定献立について</li> <li>・第4回枚方市学校給食コンテストについて 等</li> </ul>
	令和5年3月22日 【※1】	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第3学期の実施状況報告</li> <li>・令和5年度第1学期の予定献立について 等</li> </ul>

【※1】第3回中学校給食委員会については、書面にて報告

議案第2号

令和4年度枚方市学校給食会事業会計決算の認定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第4号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和4年度枚方市学校給食会事業会計決算書（令和5年3月31日現在）

(1) 歳入の部

単位：円

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	差引額 (A-B)	説 明
繰越金	630,981	630,981	0	前年度からの繰越金
雑入	600,000	563,124	36,876	ダンボール、廃油売却
補助金	0	227,112	△ 227,112	学校臨時休業対策事業補助金
合 計	1,230,981	1,421,217	△ 190,236	

(2) 歳出の部

単位：円

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引額 (A-B)	説 明
報償費	50,000	0	50,000	
消耗品費	50,000	24,571	25,429	教材費、資料用紙、事務用品
印刷製本費	100,000	67,977	32,023	「中学校給食ガイドブック」作成費等
加工用材料費	28,000	25,751	2,249	物資選定委員会試作用材料費 中学校給食献立試作代
手数料	630,000	△ 146,180	776,180	振込手数料、郵便料金など
予備費	372,981	103,154	269,827	事務用品、図書カード(学校給食コンテスト景品)など
合 計	1,230,981	75,273	1,155,708	

収入済額 1,421,217 円  
 支出済額 75,273 円  
 差引残額 1,345,944 円（令和5年度へ繰越）

## 議案第3号

## 令和4年度枚方市学校給食会 小学校給食物資会計決算の認定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第4号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

## 令和4年度枚方市小学校給食会物資会計決算書（令和5年3月31日現在）

## 歳入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	収入済額 (B)	差引額 (A-B)	説明
繰越金	64,821,037	64,821,037	0	前年度からの繰越金
給食費	891,000,000	717,216,161	173,783,839	月3,800円の給食費、試食会代、過年度分給食費
雑入	40	4,765	△ 4,725	利子、振込手数料の精算による戻入等
補助金	0	275,143,298	△ 275,143,298	学校臨時休業対策事業補助金、学校給食費支援事業補助金、学校給食費補助金
合計	955,821,077	1,057,185,261	△ 101,364,184	

## 歳出の部

(単位 円)

科目	予算額 (A)	流用額 (B)	支出済額 (C)	差引額 (A+B-C)	説明
牛乳費	242,400,000	0	237,079,007	5,320,993	牛乳購入に係る経費
パン購入費	85,400,000	0	84,576,189	823,811	パン購入に係る経費
精米購入費	64,100,000	0	62,775,981	1,324,019	ごはん用精米購入に係る経費
副食材料費	561,435,517	0	504,694,556	56,740,961	おかず用食材購入に係る経費
中学試食費(小6)	2,485,560	0	1,231,560	1,254,000	全学校対象6年生による中学校給食試食
合計	955,821,077	0	890,357,293	65,463,784	

収入済額 **1,057,185,261** 円

支出済額 **890,357,293** 円

差引残額 **166,827,968** 円

差引残額は、令和5年度へ繰越しいたします。

議案第4号

令和4年度枚方市学校給食会 中学校給食物資会計決算の認定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第4号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和4年度枚方市中学校給食会物資会計決算書（令和5年3月31日現在）

歳入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	収入済額 (B)	差引額 (A-B)	説明
繰越金	70,231,770	70,231,770	0	前年度からの繰越金
給食費	233,910,000	161,244,048	72,665,952	給食費、試食会代
補助金	0	18,704,839	△ 18,704,839	学校臨時休業対策事業補助金、学校給食費支援事業補助金
雑入	0	0	0	
合計	304,141,770	250,180,657	53,961,113	

歳出の部

(単位 円)

科目	予算額 (A)	流用額 (B)	支出済額 (C)	差引額 (A+B-C)	説明
牛乳費	41,600,000	0	35,422,791	6,177,209	牛乳購入に係る経費
パン購入費	5,800,000	0	4,512,463	1,287,537	パン購入に係る経費
精米購入費	22,000,000	0	20,827,909	1,172,091	ごはん用精米購入に係る経費
副食材料費	234,741,770	0	148,139,900	86,601,870	おかず用食材購入に係る経費
合計	304,141,770	0	208,903,063	95,238,707	

収入済額 250,180,657 円

支出済額 208,903,063 円

差引残額 41,277,594 円

差引残額は、令和5年度へ繰越しいたします。

令和4年度 枚方市学校給食会  
事業会計・小学校給食物資会計・中学校給食物資会計の監査報告について

令和5年5月19日  
令和5年5月31日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋 様

会計監査 桐山 智巳

会計監査 墨川 恵子

会計監査 金子 智美

会計監査 藤松 佳子

枚方市学校給食会規約第21条3項に基づき、令和4年度枚方市学校給食会の会計監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1. 監査年月日 令和5年5月19日、令和5年5月31日
2. 監査書類
  - ① 事業会計決算報告書
  - ② 小学校給食物資会計決算報告書
  - ③ 中学校給食物資会計決算報告書
  - ④ 支出命令簿
  - ⑤ 預金通帳
3. 監査の結果 事業会計・小学校給食物資会計・中学校給食物資会計の各決算書等を厳正に監査した結果、記帳は正確であり、諸帳簿の管理も良好であると認める。
4. その他 指摘事項なし

以上

令和4年度小学校給食・中学校給食実施状況報告について

令和4年度に実施した学校給食の状況について、次のとおり報告する。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和4年度 小学校給食 栄養摂取量一覧表

一人一食当たり平均（主食・牛乳含む）

	1 学 期			2 学 期			3 学 期			年間平均 (11ヶ月の平均)			基準量		
	66 日			80 日			49 日			195 日			低	中	高
	低	中	高	低	中	高	低	中	高	低	中	高			
エネルギー (kcal)	519	603	676	521	604	677	528	586	686	523	598	680	530	650	780
充足率 (%)	98	93	87	98	93	87	100	90	88	99	92	87	エネルギーの 13~20%		
たんぱく質 エネルギー比 (%)	16.9	16.6	16.4	16.6	16.4	16.3	17.0	16.7	16.6	16.8	16.6	16.4			
脂質 エネルギー比 (%)	27.9	26.6	25.9	28.3	27.1	26.4	28.6	27.2	26.6	28.3	27.0	26.3	1.5 2.0 2.0		
食塩相当量 (g)	2.0	2.3	2.7	2.0	2.4	2.8	2.0	2.4	2.9	2.0	2.4	2.8			
カルシウム (mg)	307	324	340	313	331	347	317	336	354	312	330	347	40 50 70		
(%)	106	93	94	108	95	96	109	96	98	108	94	96			
マグネシウム (mg)	75	87	98	77	89	100	77	89	100	76	88	99	2.0 2.0 2.0		
(%)	188	174	140	193	178	143	193	178	143	191	177	142			
鉄 (mg)	1.5	2.0	2.3	1.7	2.2	2.5	1.6	2.1	2.5	1.6	2.1	2.4	0.30 0.40 0.50		
(%)	75	67	66	85	73	71	80	70	71	80	70	70			
亜鉛 (mg)	2.3	2.7	3.0	2.3	2.7	3.0	2.4	2.7	3.1	2.3	2.7	3.0	0.40 0.40 0.50		
(%)	115	135	150	115	135	150	120	135	155	117	135	152			
ビタミンA (μgRE)	198	226	253	200	227	253	201	230	258	200	228	255	20 25 30		
(%)	124	113	105	125	114	105	126	115	108	125	114	106			
ビタミンB <sub>1</sub> (mg)	0.42	0.49	0.56	0.41	0.48	0.55	0.41	0.48	0.55	0.41	0.48	0.55	113 124 134		
(%)	140	123	112	137	120	110	137	120	110	138	121	111			
ビタミンB <sub>2</sub> (mg)	0.51	0.56	0.60	0.51	0.56	0.59	0.52	0.57	0.61	0.51	0.56	0.60	105 116 122		
(%)	128	140	120	128	140	118	130	143	122	128	141	120			
ビタミンC (mg)	20	25	28	20	25	29	19	23	26	20	24	28	4.0 4.5 5.0		
(%)	100	100	93	100	100	97	95	92	87	98	97	92			
食物繊維 (g)	4.5	5.6	6.7	4.1	5.1	6.1	4.2	5.2	6.1	4.3	5.3	6.3	4.0 4.5 5.0		
(%)	113	124	134	103	113	122	105	116	122	107	118	126			

\*たんぱく質・脂質の%は、エネルギーに対する比率を表示しています。

低…低学年(1・2) 中…中学年(3・4) 高…高学年(5・6)

令和4年度 小学校給食 食品構成摂取量一覧表

一人一食当たり平均 (副食)

食品群 単位：g	1 学 期			2 学 期			3 学 期			年間平均 (11ヶ月の平均)			目標量		
	66 日			80 日			49 日			195 日			低	中	高
	低	中	高	低	中	高	低	中	高	低	中	高			
小麦粉及びその製品 充足率 (%)	3.0	3.7	4.4	2.4	2.9	3.5	2.9	3.5	4.2	2.7	3.3	4.0	4	5	7
芋及びでん粉 (%)	21.1	26.0	31.0	17.1	21.3	25.4	15.7	19.4	23.0	18.1	22.4	26.7	26	30	34
砂糖類 (%)	2.0	2.4	2.9	1.7	2.2	2.6	2.5	3.0	3.5	2.0	2.4	2.9	3	3	3
豆 類 (%)	1.2	1.4	1.7	1.0	1.2	1.5	1.5	1.8	2.1	1.2	1.4	1.7	4.5	5	5.5
豆製品類 (%)	9.0	11.3	13.5	11.7	14.6	17.5	11.0	13.8	16.6	10.6	13.3	15.9	14	16	18
種実類 (%)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	2	3	3.5
緑黄色野菜類 (%)	21.1	26.4	31.8	20.9	26.1	31.2	19.7	24.7	29.6	20.7	25.8	31.0	19	23	27
その他の野菜類 (%)	51.0	63.6	76.3	53.8	67.0	80.2	57.2	71.4	85.6	53.7	66.9	80.2	60	70	75
果物類 (%)	5.0	5.3	5.6	8.5	8.6	8.7	3.2	3.4	3.6	6.0	6.2	6.4	30	32	35
きのこ類 (%)	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.5	0.6	0.8	0.5	0.6	0.7	3	4	4
藻 類 (%)	0.5	0.6	0.7	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	2	2	3
魚介類 (%)	10.0	10.9	11.8	8.4	9.8	11.1	10.7	12.1	13.5	9.5	10.7	11.9	13	16	19
小魚類 (%)	2.2	2.4	2.5	2.3	2.4	2.4	1.9	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4	3	3	3.5
肉 類 (%)	14.5	17.9	21.2	13.8	16.9	20.0	15.8	19.2	22.5	14.5	17.8	21.0	13	15	17
卵 類 (%)	0.9	1.2	1.5	1.2	1.5	1.8	1.3	1.6	1.9	1.1	1.4	1.7	5	6	8
乳 類 (%)	1.3	1.6	1.9	1.2	1.5	1.8	1.7	2.0	2.3	1.4	1.7	1.9	3	4	5
油脂類 (%)	1.7	2.1	2.6	1.5	1.9	2.3	1.9	2.3	2.8	1.7	2.1	2.5	2	3	3

## 令和4年度 中学校給食喫食率の現状報告

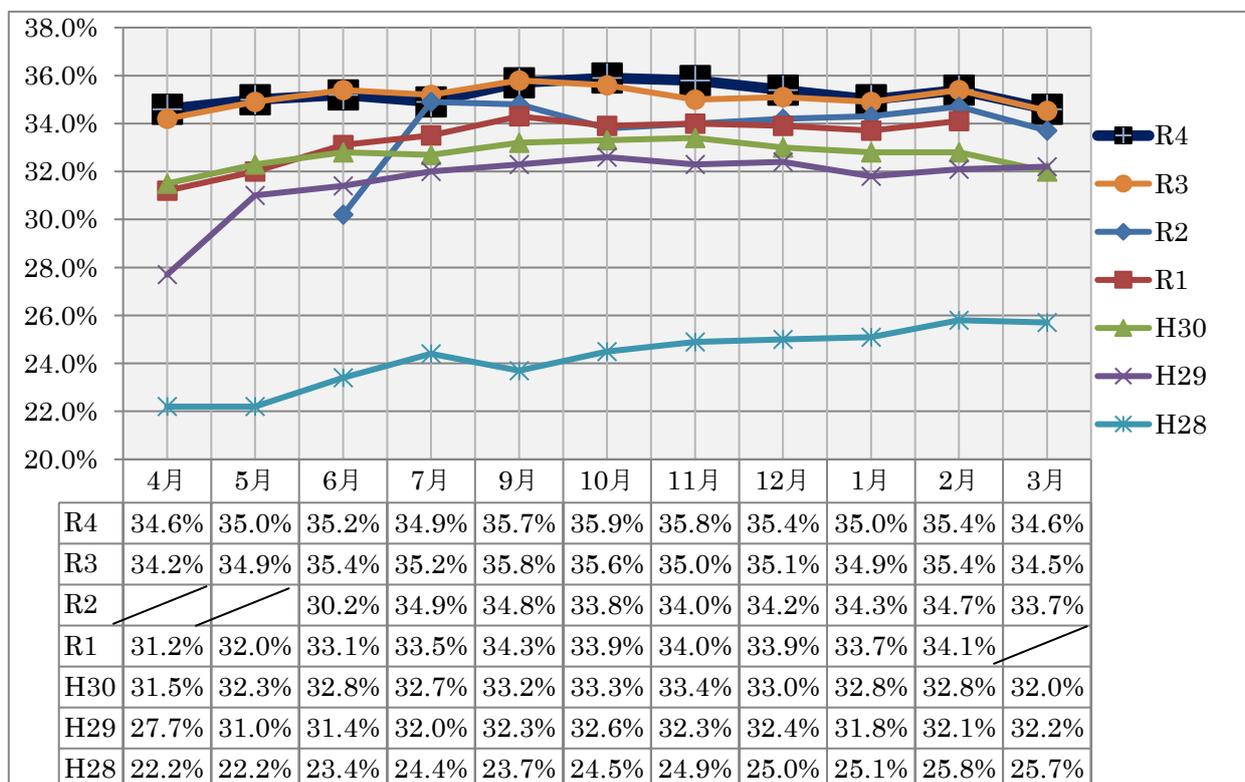
### (1) 令和4年度の喫食率

月	枚方市平均	1年平均	2年平均	3年平均
4月	34.6%	38.1%	33.5%	32.3%
5月	35.0%	37.0%	34.7%	33.4%
6月	35.2%	37.4%	34.7%	33.5%
7月	34.9%	36.8%	34.8%	33.1%
8・9月	35.7%	37.3%	35.7%	34.2%
10月	35.9%	37.7%	35.6%	34.3%
11月	35.8%	37.7%	35.5%	34.2%
12月	35.4%	36.9%	35.2%	34.1%
1月	35.0%	36.8%	34.6%	33.6%
2月	35.4%	37.2%	35.3%	33.8%
3月	34.6%	36.9%	35.1%	31.8%

※ 生徒喫食率は、学校毎にも差がある。

(3月実績 喫食率が高い学校・・・53.3%、低い学校・・・21.1%)

### (2) 喫食率の推移 平成28年度～令和4年度



令和4年度 中学校給食 年間 栄養摂取量一覧表

一人一食当たり平均（主食・牛乳含む）

	1学期	2学期	3学期	年間平均	基準量
	67日	80日	49日	196日	
エネルギー (kcal)	794	806	804	801	830
充足率 (%)	96	97	97	97	
たんぱく質 エネルギー比 (%)	17.6	17.3	17.3	17.4	エネルギー の13~20%
脂質 (%)	22.5	25.4	25.4	24.4	エネルギー の 20~30%
食塩相当量 (g)	3.1	3.1	3.1	3.1	食塩相当量 2.5未満
カルシウム (mg)	369	377	375	374	450
(%)	82	84	83	83	
マグネシウム (mg)	120	123	121	121	120
(%)	100	103	101	101	
鉄 (mg)	3.8	3.9	3.8	3.8	4.5
(%)	84	87	84	84	
亜鉛 (mg)	4.1	4.1	4.2	4.1	3.0
(%)	137	137	140	137	
ビタミンA ( $\mu$ gRAE)	339	350	354	347	300
(%)	113	117	118	116	
ビタミンB <sub>1</sub> (mg)	0.58	0.56	0.58	0.57	0.50
(%)	116	112	116	114	
ビタミンB <sub>2</sub> (mg)	0.65	0.64	0.65	0.65	0.60
(%)	108	107	108	108	
ビタミンC (mg)	40	38	39	39	35
(%)	114	109	111	111	
食物繊維 (g)	7.2	7.2	6.8	7.1	7以上
(%)	103	103	97	101	

\*たんぱく質・脂質の%は、エネルギーに対する比率を表示しています。

令和4年度 中学校給食 年間 食品構成摂取量一覧表

一人一食当たり平均 (副食)

食品群 単位：g	1学期	2学期	3学期	年間平均	目標量
	67日	80日	49日	196日	
小麦粉及びその製品 充足率 (%)	2.2 24	1.9 21	2.5 28	2.2 24	9
芋及びでん粉 (%)	29.5 84	28.8 82	26.6 76	28.5 81	35
砂糖類 (%)	6.7 168	5.4 135	5.3 133	5.8 145	4
豆 類 (%)	1.8 30	2.0 33	1.6 27	1.8 30	6.0
豆製品類 (%)	21.5 119	22.6 126	20.5 114	21.7 121	18
種実類 (%)	0.3 9	0.4 11	0.3 9	0.3 9	3.5
緑黄色野菜類 (%)	56.1 160	52.1 149	52.3 149	53.5 153	35
その他の野菜類 (%)	85.4 104	98.9 121	103.9 127	95.5 116	82
果物類 (%)	3.0 8	6.4 16	5.2 13	4.9 12	40
きのこ類 (%)	3.8 95	5.3 133	5.8 145	4.9 123	4
藻 類 (%)	0.7 18	0.5 13	0.2 5	0.5 13	4
魚介類 (%)	34.1 162	33.1 158	31.4 150	33.0 157	21
小魚類 (%)	2.1 60	2.6 74	3.6 103	2.7 77	3.5
肉 類 (%)	36.9 194	35.2 185	36.2 191	36.0 189	19
卵 類 (%)	5.0 42	5.0 42	3.7 31	4.7 39	12
乳 類 (%)	3.8 63	3.4 57	2.7 45	3.4 57	6
油脂類 (%)	3.8 95	3.1 78	3.9 98	3.5 88	4

令和4年度地元産農産物の学校給食への使用状況について

令和4年度に学校給食に使用した地元産農産物の状況について、次のとおり報告する。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

1. 小学校給食に使用した地元産農産物の状況について

(1) 野菜(芋他含む)類

品目	令和4年度				全体購入量に対する枚方・大阪産購入割合
	野菜類全体購入概算数量	枚方産農産物購入量	大阪産農産物購入量	枚方産・大阪産農産物購入量	
1 えんどう豆	284.3 kg	79.3 kg		79.3 kg	27.9 %
2 玉葱	150,344.8 kg	10,309.8 kg		10,309.8 kg	6.9 %
3 さつまいも	4,858.0 kg	925.3 kg		925.3 kg	19.0 %
4 大根	19,508.7 kg	2,750.4 kg		2,750.4 kg	14.1 %
5 キャベツ	50,446.0 kg	581.8 kg	446.0 kg	1,027.8 kg	2.0 %
6 白菜	18,160.2 kg	1,677.5 kg		1,677.5 kg	9.2 %
7 じゃがいも	74,837.3 kg	2,013.6 kg		2,013.6 kg	2.7 %
8 ほうれんそう	2,005.7 kg	971.8 kg		971.8 kg	48.5 %
9 チンゲンサイ	12,083.3 kg	1,372.0 kg		1,372.0 kg	11.4 %
10 なす	2,574.9 kg	285.6 kg		285.6 kg	11.1 %
11 小松菜	6,323.1 kg	1,011.6 kg		1,011.6 kg	16.0 %
12 人参	73,424.3 kg	188.4 kg		188.4 kg	0.3 %
13 かぼちゃ	2,138.4 kg	159.6 kg		159.6 kg	7.5 %
14 里芋	1,215.7 kg	280.6 kg		280.6 kg	23.1 %
15 黒米	135.4 kg	135.4 kg		135.4 kg	100.0 %
16 冬瓜	5,847.7 kg	587.5 kg		587.5 kg	10.0 %
17 金時人参	379.1 kg	102.1 kg		102.1 kg	26.9 %
18 青葱	9,912.9 kg	1,136.8 kg	6,794.6 kg	7,931.4 kg	80.0 %
19 たけのこ	2,848.0 kg		2,848.0 kg	2,848.0 kg	100.0 %
20 おおさかしろな	604.3 kg		604.3 kg	604.3 kg	100.0 %
その他	34,556.1 kg				
枚方・大阪産野菜類合計	472,488.2 kg	24,569.1 kg	10,692.9 kg	35,262.0 kg	
20品目					

野菜類全体購入量(51品目・概算)	472,488.2 kg
野菜類全体購入量(472,488.2kg)に対する枚方・大阪産の野菜購入量(35,262.0kg)の割合	7.5 %

※枚方産農産物は大阪エコ農産物として認証されたものを使用しています。  
大阪エコ農産物とは… 従来の栽培に比べて農薬と化学肥料の使用を半分以下にして生産した農産物で、大阪府が関係者と協力して認証した農産物

(2) 米 (主食用)

品 目	使用月	大阪産購入量	全体購入量に対する購入割合
大阪産米 ※1 (ヒノヒカリ)	令和4年4月～令和4年5月	23.7 トン	13.0 %
合 計		23.7 トン	

米の全体購入量	182.1 トン
米の全体購入量に対する大阪産米購入量の割合	13.0 %

※1 大阪産米 : 北河内一帯で栽培・収穫され、J A北河内の地域ブランド米として販売されている米。品種は、こしひかりに負けない食味といわれるヒノヒカリ。

《枚方及び大阪産農産物購入割合》

野菜・米の全体購入量654.6トン (内訳…野菜472.5トン、米182.1トン)	枚方・大阪産 農産物割合
地元及び大阪産の野菜・米の購入量59.0トン (内訳…野菜 35.3トン、米23.7トン)	9.0 %

2. 中学校給食に使用した地元産農産物の状況について

(1) 野菜(芋他含む)類

品 目	令和4年度 (2022年度)	
	大阪産農産物 購入量	枚方産農産物 購入量
1 青ねぎ	2586.9 kg	4.5 kg
2 小松菜	66.6 kg	34.1 kg
3 白菜		22.8 kg
4 たけのこ	1,728.0 kg	
5 豆苗	844.0 kg	
6 キャベツ	378.1 kg	
7 ほうれんそう	82.0 kg	
8 三度豆	13.5 kg	
9 水菜	50.6 kg	
小 計	5,749.7 kg	61.4 kg
枚方・大阪産野菜類 合 計	5811.1kg	
9品目	8品目	3品目

報告第4号

令和5年度 主要食材の価格について

令和5年度の学校給食に使用する主要な食材価格について、次のとおり報告する。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

1. パン

消費税込み

パン購入費（基本価格）		令和5年度	令和4年度（参考）	備 考
①	小学校1・2年生用（50g）	50.83円/個	47.14円/個	コッペパン、食パンの 基本価格
②	小学校3・4年生用（60g）	52.80円/個	48.92円/個	
③	小学校5・6年生用（70g）	54.99円/個	50.94円/個	
④	中学校用（80g）	59.34円/個	55.64円/個	

◎ うずまきパンなどの加工パンは別途、加工等の経費が必要。

◎ 購入先 …（公益財団法人）大阪府学校給食会

2. 米飯用の精米

消費税込み

購入先	令和5年度	令和4年度（参考）
北河内農業協同組合 ・（公益財団法人） 大阪府学校給食会	・小学校 香川産「ヒノヒカリ」 （4月～11月）332.64円/kg	・小学校 大阪産「ヒノヒカリ」 （4月～5月中旬）325.00円/kg 北海道産「おぼろづき」 （5月下旬～11月）329.40円/kg 香川産「ヒノヒカリ」 （12月～3月）332.64円/kg
（公益財団法人） 大阪府学校給食会	・中学校 香川産「ヒノヒカリ」 （4月～11月）332.64円/kg	・中学校 北海道産「おぼろづき」 （4月～11月）329.40円/kg 香川産「ヒノヒカリ」 （12月～3月）332.64円/kg

◎ 購入先 北河内農業協同組合・（公益財団法人）大阪府学校給食会

3. 牛乳（保護者負担額）

消費税込み

価 格 等	令和5年度	令和4年度（参考）
200ml 紙パック（小・中学校）	69.17円/本	60.51円/本

◎ 購入先 …（公益財団法人）大阪府学校給食会

◎ 供給業者 … 日本酪農協同㈱

議案第5号

枚方市学校給食会規約の改正について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第5号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

1. 改正の内容

別紙 学校給食会規約 新旧対照表（案）のとおり

2. 改正の根拠

枚方市学校給食会規約第6条5号に基づく総会の議決

3. 改正の時期

令和5年6月9日改正、改正の日より施行

## 学校給食会規約 新旧対照表

新	旧
<p>学校給食会規約</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、枚方市学校給食会と称する。 (事務所) 第2条 本会は、事務所を枚方市車塚1丁目1番1号(枚方市教育委員会事務局内)に置く。 (目的) 第3条 本会は、枚方市立小中学校における給食事業の円滑な運営及びその充実に努めることを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 学校給食に使用する物資の調達及び配分に関する事。こと。 (2) 学校給食の献立に関する事。こと。 (3) 学校給食の給食指導に関する事。こと。 (4) 学校給食の実施に必要な調査研究に関する事。こと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事業に関する事。こと。</p> <p>第2章 議決機関 (総会) 第5条 本会に議決機関として、枚方市学校給食会総会(以下「総会」という。)を置く。 2 総会は、定例会及び臨時会とする。 3 定例会は、年1回招集する。 4 臨時会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の者からの請求があった場合において、これを招集する。 5 総会の議長は、出席した代議員の互選とし、それまでの間は、理事長がその職務を行う。 (議決事項) 第6条 総会は、次に掲げる事項を議決する。 (1) 事業計画の承認 (2) 事業報告の承認 (3) 予算の決定 (4) 決算の認定</p>	<p>学校給食会規約</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、枚方市学校給食会と称する。 (事務所) 第2条 本会は、事務所を枚方市車塚1丁目1番1号(枚方市教育委員会事務局内)に置く。 (目的) 第3条 本会は、枚方市立小中学校における給食事業の円滑な運営及びその充実に努めることを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 学校給食に使用する物資の調達及び配分に関する事。こと。 (2) 学校給食の献立に関する事。こと。 (3) 学校給食の給食指導に関する事。こと。 (4) 学校給食の実施に必要な調査研究に関する事。こと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事業に関する事。こと。</p> <p>第2章 議決機関 (総会) 第5条 本会に議決機関として、枚方市学校給食会総会(以下「総会」という。)を置く。 2 総会は、定例会及び臨時会とする。 3 定例会は、年1回招集する。 4 臨時会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の者からの請求があった場合において、これを招集する。 5 総会の議長は、出席した代議員の互選とし、それまでの間は、理事長がその職務を行う。 (議決事項) 第6条 総会は、次に掲げる事項を議決する。 (1) 事業計画の承認 (2) 事業報告の承認 (3) 予算の決定 (4) 決算の認定</p>

- (5) 規約の制定及び改廃
- (6) 役員（会長、理事長、理事（第 15 条に規定する委員会の正副委員長の身分により理事となる者に限る。）及び事務局長を除く。）の選任
- (7) 委員会（第 15 条に規定する委員会に限る。）の正副委員長及び委員の選任
- (8) 給食費の改定
- (9) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項  
（代議員）

第 7 条 総会は、次に掲げる代議員により構成する。

- (1) 教育長
- (2) 学校給食主管部長
- (3) 学校教育主管部長
- (4) 学校給食主管課長
- (5) 学校教育指導主管課長
- (6) 共同調理場長 1 人
- (7) 食育担当指導主事 1 人
- (8) 栄養教諭又は府費負担栄養士 6 人
- (9) 市費負担栄養士 1 人
- (10) 各枚方市立小学校の校長、給食担当教諭又は P T A 役員 **もしくは保護者** 44 人
- (11) 各枚方市立中学校の校長、給食担当教諭又は P T A 役員 **もしくは保護者** 19 人

（代議員の任期）

第 8 条 前条第 6 号から第 10 号までの代議員の任期は、総会（定例会に限る。この項において同じ。）の日から翌年の総会の日の前日までとし、代議員が欠けたときの代議員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（定足数）

第 9 条 総会は、代議員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、出席の辞退の申出があった者については、出席したものとみなす。

（表決）

第 10 条 総会の議事は、前条本文に規定する出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、代議員として議決に加わることができない。

### 第 3 章 執行機関

#### 第 1 節 役員会

（役員会）

第 11 条 本会に、役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を決定する。

- (5) 規約の制定及び改廃
- (6) 役員（会長、理事長、理事（第 15 条に規定する委員会の正副委員長の身分により理事となる者に限る。）及び事務局長を除く。）の選任
- (7) 委員会（第 15 条に規定する委員会に限る。）の正副委員長及び委員の選任
- (8) 給食費の改定
- (9) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項  
（代議員）

第 7 条 総会は、次に掲げる代議員により構成する。

- (1) 教育長
- (2) 学校給食主管部長
- (3) 学校教育主管部長
- (4) 学校給食主管課長
- (5) 学校教育指導主管課長
- (6) 共同調理場長 1 人
- (7) 食育担当指導主事 1 人
- (8) 栄養教諭又は府費負担栄養士 6 人
- (9) 市費負担栄養士 1 人
- (10) 各枚方市立小学校の校長、給食担当教諭又は P T A 役員 44 人
- (11) 各枚方市立中学校の校長、給食担当教諭又は P T A 役員 19 人

（代議員の任期）

第 8 条 前条第 6 号から第 10 号までの代議員の任期は、総会（定例会に限る。この項において同じ。）の日から翌年の総会の日の前日までとし、代議員が欠けたときの代議員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（定足数）

第 9 条 総会は、代議員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、出席の辞退の申出があった者については、出席したものとみなす。

（表決）

第 10 条 総会の議事は、前条本文に規定する出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、代議員として議決に加わることができない。

### 第 3 章 執行機関

#### 第 1 節 役員会

（役員会）

第 11 条 本会に、役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を決定する。

<p>(1) 事業計画の決定に関すること。  (2) 暫定予算及び補正予算に関すること。  (3) 規程の制定及び改廃に関すること。  (4) 委員会の部会の設置、部会長及び部会員の選任に関すること。  (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項  3 役員会は、年3回招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。  4 役員会の議長は、事務局長が行う。  5 第9条及び第10条の規定は、役員会において準用する。  (役員)  第12条 役員会は、次の役員により構成する。  (1) 会長 1人  (2) 理事長 1人  (3) 副会長 2人  (4) 理事 13人  (5) 事務局長 1人  2 会長は、教育長をもって充てる。  3 理事長は、学校給食主管部長をもって充てる。  4 副会長は、枚方市立小学校の校長及びP T A役員又は保護者から各1人とする。  5 理事は、枚方市立小学校の校長、給食担当教諭及びP T A役員又は保護者から各1人並びに第15条第1項に掲げる委員会の正副委員長とする。  (役員職務)  第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  2 理事長及び副会長は、会長を補佐し、理事長は、会長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  3 事務局長は、理事長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  (役員任期)  第14条 第6条第6号の規定に基づき総会の議決を要する役員の任期は、総会において選出されたときから翌年の総会において次の役員が選出されるまでとし、役員が欠けたときの役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。  2 前項に規定する役員が欠けたときの、役員を選任は会長が行うものとする。  3 前項の規定にかかわらず、役員が、転出、退職等により役員となったときに要した身分が消失した場合であっても、任期中においては、なおその地位に留まることができる。  第2節 委員会  (委員会)</p>	<p>(1) 事業計画の決定に関すること。  (2) 暫定予算及び補正予算に関すること。  (3) 規程の制定及び改廃に関すること。  (4) 委員会の部会の設置、部会長及び部会員の選任に関すること。  (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項  3 役員会は、年3回招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。  4 役員会の議長は、事務局長が行う。  5 第9条及び第10条の規定は、役員会において準用する。  (役員)  第12条 役員会は、次の役員により構成する。  (1) 会長 1人  (2) 理事長 1人  (3) 副会長 2人  (4) 理事 13人  (5) 事務局長 1人  2 会長は、教育長をもって充てる。  3 理事長は、学校給食主管部長をもって充てる。  4 副会長は、枚方市立小学校の校長及びP T A役員から各1人とする。  5 理事は、枚方市立小学校の校長、給食担当教諭及びP T A役員から各1人並びに第15条第1項に掲げる委員会の正副委員長とする。  (役員職務)  第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  2 理事長及び副会長は、会長を補佐し、理事長は、会長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  3 事務局長は、理事長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  (役員任期)  第14条 第6条第6号の規定に基づき総会の議決を要する役員の任期は、総会において選出されたときから翌年の総会において次の役員が選出されるまでとし、役員が欠けたときの役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。  2 前項に規定する役員が欠けたときの、役員を選任は会長が行うものとする。  3 前項の規定にかかわらず、役員が、転出、退職等により役員となったときに要した身分が消失した場合であっても、任期中においては、なおその地位に留まることができる。  第2節 委員会  (委員会)</p>
---	---

第15条 本会に、次の委員会を置く。  
(1) 学校給食物資納入業者選定委員会  
(2) 学校給食物資選定委員会  
(3) 学校給食献立作成委員会  
(4) 学校給食指導委員会  
(5) 中学校給食委員会  
2 委員会の所管事項をより専門的に調査研究するため、委員会に部会を設けることができる。なお、部会の運営は委員会に準じる。  
3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、規程で別に定める。  
(特別委員会)  
第16条 会長は、特別の事項について審議するため、特別委員会を置くことができる。  
2 特別委員会の委員は、会長が選任する。  
3 特別委員会の正副委員長は、委員の互選とする。  
4 特別委員会の委員の任期は、選任のときから会長に審議の結果を報告したときまでとする。  
第3節 事務局  
(事務局)  
第17条 本会に、事務局を置く。  
(事務局職員)  
第18条 事務局に、次の職員を置く。  
(1) 事務局長  
(2) 事務局次長  
(3) 会計  
(4) 書記  
2 事務局長は、学校給食主管課長をもって充てる。  
3 事務局次長、会計及び書記は、学校給食課主管職員のうちから会長が選出する。  
4 事務局長は、本会の事務及び会計を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。  
第4章 会計  
(経費の支弁)  
第19条 本会の事業に要する経費は、給食費その他の収入金をもってこれに充てる。  
2 本会の会計は、給食物資に係るものについては、その区分に応じ、小学校給食物資会計及び中学校給食物資会計とし、その他については事業会計とする。  
(会計年度)  
第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、出

第15条 本会に、次の委員会を置く。  
(1) 学校給食物資納入業者選定委員会  
(2) 学校給食物資選定委員会  
(3) 学校給食献立作成委員会  
(4) 学校給食指導委員会  
(5) 中学校給食委員会  
2 委員会の所管事項をより専門的に調査研究するため、委員会に部会を設けることができる。なお、部会の運営は委員会に準じる。  
3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、規程で別に定める。  
(特別委員会)  
第16条 会長は、特別の事項について審議するため、特別委員会を置くことができる。  
2 特別委員会の委員は、会長が選任する。  
3 特別委員会の正副委員長は、委員の互選とする。  
4 特別委員会の委員の任期は、選任のときから会長に審議の結果を報告したときまでとする。  
第3節 事務局  
(事務局)  
第17条 本会に、事務局を置く。  
(事務局職員)  
第18条 事務局に、次の職員を置く。  
(1) 事務局長  
(2) 事務局次長  
(3) 会計  
(4) 書記  
2 事務局長は、学校給食主管課長をもって充てる。  
3 事務局次長、会計及び書記は、学校給食課職員のうちから会長が選出する。  
4 事務局長は、本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。  
第4章 会計  
(経費の支弁)  
第19条 本会の事業に要する経費は、給食費その他の収入金をもってこれに充てる。  
2 本会の会計は、給食物資に係るものについては、その区分に応じ、小学校給食物資会計及び中学校給食物資会計とし、その他については事業会計とする。  
(会計年度)  
第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

納期間も同様とする。

2 出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

## 第5章 会計監査

第21条 本会に、小学校給食会計監査及び中学校給食会計監査を置く。

2 小学校給食会計監査は、枚方市立小学校の校長及びP T A役員又は保護者から各1人とし、事業会計及び小学校給食物資会計を監査する。

中学校給食会計監査は、枚方市立中学校の校長及びP T A役員又は保護者から各1人とし、中学校給食物資会計を監査する。

3 小学校給食会計監査及び中学校給食会計監査は、それぞれの所管する会計を年3回以上監査し、総会及び役員会でこれを報告する。

4 第14条の規定は、会計監査について準用する。

## 第6章 委任

(委任)

第22条 第6条に規定する総会において議決を要する事項及び第11条第2項に規定する役員会において決定する事項以外の事項については、その権限を会長に委任する。

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

1 この規約は、制定の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に改正前の枚方市学校給食会規約の規定に基づき決定された事項は、この規約の規定に基づき決定されたものとみなす。

[平成27年6月2日改正]

[令和4年6月9日改正]

[令和5年6月9日改正]

## 学校給食物資納入業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約(以下「規約」という。)第15条第3項の規定に基づき、学校給食物資納入業者選定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

2 出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

## 第5章 会計監査

第21条 本会に、小学校給食会計監査及び中学校給食会計監査を置く。

2 小学校給食会計監査は、枚方市立小学校の校長及びP T A役員から各1人とし、事業会計及び小学校給食物資会計を監査する。

中学校給食会計監査は、枚方市立中学校の校長及びP T A役員から各1人とし、中学校給食物資会計を監査する。

3 小学校給食会計監査及び中学校給食会計監査は、それぞれの所管する会計を年3回以上監査し、総会及び役員会でこれを報告する。

4 第14条の規定は、会計監査について準用する。

## 第6章 委任

(委任)

第22条 第6条に規定する総会において議決を要する事項及び第11条第2項に規定する役員会において決定する事項以外の事項については、その権限を会長に委任する。

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

1 この規約は、制定の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に改正前の枚方市学校給食会規約の規定に基づき決定された事項は、この規約の規定に基づき決定されたものとみなす。

[平成27年6月2日改正]

[令和4年6月9日改正]

## 学校給食物資納入業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約(以下「規約」という。)第15条第3項の規定に基づき、学校給食物資納入業者選定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、業者の経営状況及び社会的信用度を調査し、学校給食物資の納入業者の選定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大阪府学校給食会及び北河内農業協同組合は、学校給食物資の納入業者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、専ら大阪府内産若しくは枚方市内産の農産物の納入を行う事業者については、随時に開催する学校給食物資納入業者選定委員会の承認を得て学校給食物資の納入業者とすることができる。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 枚方市立小学校の校長 5人、中学校の校長 1人

(2) 枚方市立小学校のPTA役員又は保護者 5人、中学校のPTA役員又は保護者 1人

(3) 共同調理場長(親子除く) 全員

(4) 小学校の栄養教諭又は栄養士 5人、中学校の栄養教諭又は栄養士 1人

(5) 市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は枚方市立小学校の校長から1人、副委員長は枚方市立小学校のPTA役員又は保護者から1人とする。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成14年6月1日改正]

[平成26年6月3日改正]

[平成27年6月2日改正]

[令和5年6月9日改正]

第2条 委員会は、業者の経営状況及び社会的信用度を調査し、学校給食物資の納入業者の選定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大阪府学校給食会及び北河内農業協同組合は、学校給食物資の納入業者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、専ら大阪府内産若しくは枚方市内産の農産物の納入を行う事業者については、随時に開催する学校給食物資納入業者選定委員会の承認を得て学校給食物資の納入業者とすることができる。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 枚方市立小学校の校長 5人、中学校の校長 1人

(2) 枚方市立小学校のPTA役員 5人、中学校のPTA役員 1人

(3) 共同調理場長(親子除く) 全員

(4) 小学校の栄養教諭又は栄養士 5人、中学校の栄養教諭又は栄養士 1人

(5) 市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成14年6月1日改正]

[平成26年6月3日改正]

[平成27年6月2日改正]

学校給食物資選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食物資選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、物資の市況を調査し、並びに研究会及び講習会の開催をし、小学校給食に係る物資の選定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大阪府学校給食会及び北河内農業協同組合の取り扱う物資は、学校給食物資とすることができる。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 枚方市立小学校の校長 5人
- (2) 枚方市立小学校のPTA役員又は保護者 5人
- (3) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (4) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (5) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は枚方市立小学校の校長から1人、副委員長は枚方市立小学校のPTA役員又は保護者から1人とする。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成14年6月1日改正]

[平成27年6月2日改正]

[令和5年6月9日改正]

学校給食物資選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食物資選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、物資の市況を調査し、並びに研究会及び講習会の開催をし、小学校給食に係る物資の選定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大阪府学校給食会及び北河内農業協同組合の取り扱う物資は、学校給食物資とすることができる。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 枚方市立小学校の校長 5人
- (2) 枚方市立小学校のPTA役員 5人
- (3) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (4) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (5) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成14年6月1日改正]

[平成27年6月2日改正]

学校給食献立作成委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、献立及び調理方法を研究し、並びに児童の嗜好調査を行い、小学校給食の献立を定める。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (2) 小学校の学校給食担当教諭 全員
- (3) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (4) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員
- (5) 調理場調理員 2人

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、枚方市立小学校の給食担当教諭から各1人とする。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(献立の変更)

第4条 第2条の規定にかかわらず、会長は、臨時又は緊急を要する場合において献立を変更することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

[令和5年6月9日改正]

学校給食献立作成委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、献立及び調理方法を研究し、並びに児童の嗜好調査を行い、小学校給食の献立を定める。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (2) 小学校の学校給食担当教諭 全員
- (3) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (4) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員
- (5) 調理場調理員 2人

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(献立の変更)

第4条 第2条の規定にかかわらず、会長は、臨時又は緊急を要する場合において献立を変更することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

学校給食指導委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食指導委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、給食指導に必要な研究及び講習を開催し、小学校給食の指導目標の樹立を行う。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学校教育指導主管課長
- (2) 枚方市立小学校長 10人
- (3) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (4) 食育担当指導主事 1人
- (5) 小学校の学校給食担当教諭 全員
- (6) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (7) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は枚方市立小学校の校長から1人、副委員長は枚方市立小学校の給食担当教諭から1人とする。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

[令和5年6月9日改正]

学校給食指導委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、学校給食指導委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、給食指導に必要な研究及び講習を開催し、小学校給食の指導目標の樹立を行う。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学校教育指導主管課長
- (2) 枚方市立小学校長 10人
- (3) 小学校給食に係る共同調理場長（親子除く） 全員
- (4) 食育担当指導主事 1人
- (5) 小学校の学校給食担当教諭 全員
- (6) 小学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (7) 小学校給食担当市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

## 中学校給食委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、中学校給食委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、中学校給食に係る物資選定、献立作成及び給食指導に関する事項の決定を行う。

2 委員会は、学校給食会事務決裁規程第4条に規定する事務局長の専決事項について報告を受ける。

3 委員会は、規約第6条第1項第8号に規定する給食費の改定のうち、中学校給食に係る給食費の改定について検討を行う。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学校教育指導主管課長
- (2) 枚方市立中学校の校長 2人
- (3) 枚方市立中学校のPTA役員又は保護者 2人
- (4) 中学校給食に係る共同調理場長
- (5) 食育担当指導主事 1人
- (6) 中学校の給食担当教諭 2人
- (7) 中学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (8) 中学校給食担当の市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は枚方市立小学校の校長から1人、副委員長は枚方市立小学校のPTA役員又は保護者から1人とする。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 中学校給食委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、枚方市学校給食会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、中学校給食委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、中学校給食に係る物資選定、献立作成及び給食指導に関する事項の決定を行う。

2 委員会は、学校給食会事務決裁規程第4条に規定する事務局長の専決事項について報告を受ける。

3 委員会は、規約第6条第1項第8号に規定する給食費の改定のうち、中学校給食に係る給食費の改定について検討を行う。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学校教育指導主管課長
- (2) 枚方市立中学校の校長 2人
- (3) 枚方市立中学校のPTA役員 2人
- (4) 中学校給食に係る共同調理場長
- (5) 食育担当指導主事 1人
- (6) 中学校の給食担当教諭 2人
- (7) 中学校の栄養教諭又は栄養士 全員
- (8) 中学校給食担当の市費負担栄養士 全員

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、委員会で決定又は計画された事項を会長に報告しなければならない。

6 委員会の委員は、規約第15条第1項に規定する他の委員会の委員を兼務することができる。

7 会長、理事長及び事務局長は、委員となることができない。

8 規約第14条の規定は、委員会の委員について準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 [平成 27 年 6 月 2 日制定]  
この規程は、制定の日から施行する。

[令和 5 年 6 月 9 日改正]

### 学校給食会事務決裁規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、枚方市学校給食会規約第 23 条の規定に基づき、会長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の決裁事項)

第 2 条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会を招集し、総会に付議する案件を決定すること。
- (2) 特別委員会の委員の選任に関する事。
- (3) 1 月単位に支払われる 1 業者 500 万円以上の物資代金の支出に関する事。
- (4) 1 件につき 500 万円以上の予算の流用に関する事。
- (5) 前各号に準じて重要又は異例と認められる事。

(理事長の専決事項)

第 3 条 理事長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員会を招集し、役員会に付議する案件を決定すること。
  - (2) 特別委員会の招集その他運営に関する事。
  - (3) 1 月単位に支払われる 1 業者 100 万円以上 500 万円未満の物資代金の支出に関する事。
  - (4) 1 件につき 500 万円未満の予算の流用に関する事。
- 2 前項に定めるもののほか、理事長は、会長の決裁を要しない事項について、専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第 4 条 事務局長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨時又は緊急に学校給食の献立を変更すること。
- (2) 事務局職員の選任に関する事。
- (3) 1 月単位に支払われる 1 業者につき 100 万円未満の物資代金の支出に関する事。
- (4) 予備費の充当を承認すること。
- (5) 給食費の還付及び運用に関する事。
- (6) 学校給食物資納入業者選定委員会規程に基づき選定された業者の取り扱い

附則 [平成 27 年 6 月 2 日制定]  
この規程は、制定の日から施行する。

### 学校給食会事務決裁規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、枚方市学校給食会規約第 23 条の規定に基づき、会長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の決裁事項)

第 2 条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会を招集し、総会に付議する案件を決定すること。
- (2) 特別委員会の委員の選任に関する事。
- (3) 1 月単位に支払われる 1 業者 500 万円以上の物資代金の支出に関する事。
- (4) 1 件につき 500 万円以上の予算の流用に関する事。
- (5) 前各号に準じて重要又は異例と認められる事。

(理事長の専決事項)

第 3 条 理事長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員会を招集し、役員会に付議する案件を決定すること。
  - (2) 特別委員会の招集その他運営に関する事。
  - (3) 1 月単位に支払われる 1 業者 100 万円以上 500 万円未満の物資代金の支出に関する事。
  - (4) 1 件につき 500 万円未満の予算の流用に関する事。
- 2 前項に定めるもののほか、理事長は、会長の決裁を要しない事項について、専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第 4 条 事務局長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 臨時又は緊急に学校給食の献立を変更すること。
- (2) 事務局職員の選任に関する事。
- (3) 1 月単位に支払われる 1 業者につき 100 万円未満の物資代金の支出に関する事。
- (4) 予備費の充当を承認すること。
- (5) 給食費の還付及び運用に関する事。
- (6) 学校給食物資納入業者選定委員会規程に基づき選定された業者の取り扱い

品目の中から、枚方市学校給食会が定める中学校給食物資納品規格に適合すると認めるものを中学校給食の物資として選定すること。

(7) 中学校給食委員会の意見を参考に、中学校給食の献立を作成すること。

2 前項に定めるもののほか、事務局長は、会長及び理事長の決裁を要しない事項のうち、軽易なものについて専決することができる。

(代決)

第5条 決裁又は専決する事項について、決裁又は専決すべき者が不在であるときは、次の各号の定めるところにより、その事項を代決することができる。

(1) 会長が決裁すべき事項については、理事長

(2) 理事長が専決すべき事項については、事務局長

(3) 事務局長が専決すべき事項については、事務局次長

2 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、決裁の取扱いについては、教育委員会事務局の例による。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

品目の中から、枚方市学校給食会が定める中学校給食物資納品規格に適合すると認めるものを中学校給食の物資として選定すること。

(7) 中学校給食委員会の意見を参考に、中学校給食の献立を作成すること。

2 前項に定めるもののほか、事務局長は、会長及び理事長の決裁を要しない事項のうち、軽易なものについて専決することができる。

(代決)

第5条 決裁又は専決する事項について、決裁又は専決すべき者が不在であるときは、次の各号の定めるところにより、その事項を代決することができる。

(1) 会長が決裁すべき事項については、理事長

(2) 理事長が専決すべき事項については、事務局長

(3) 事務局長が専決すべき事項については、事務局次長

2 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、決裁の取扱いについては、教育委員会事務局の例による。

附則 [平成8年6月27日制定]

この規程は、制定の日から施行する。

[平成27年6月2日改正]

議案第6号

令和5年度枚方市学校給食会 事業計画の承認について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第1号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和5年度枚方市学校給食会事業計画（案）

種別	期日	事業名	内容等
総会	令和5年6月9日	定期総会	・令和5年度予算等
役員会	令和5年9月下旬	第1回 役員会	・令和5年度1学期 給食実施報告等
	令和6年2月下旬	第2回 役員会	・令和5年度2学期 給食実施報告等
	令和6年5月下旬	第3回 役員会	・令和5年度3学期 給食実施報告等 ・令和6年度総会提出案件審議等
学校給食物資納入業者選定委員会	令和5年9月中旬	学校給食業者選定委員会	・令和5年度の業者選定委員会運営等
	令和5年11月中旬	学校給食業者選定委員会業者視察	・業者視察
	令和5年12月初旬	学校給食業者選定委員会	・登録更新業者及び新規登録業者の選定等
学校給食物資選定委員会	令和5年4月～ 令和6年3月	学校給食物資選定委員会 (5回の定例会)	・各月、学期及び年間の物資選定
学校給食献立作成委員会	令和5年4月～ 令和6年3月	学校給食献立作成委員会 (5回の定例会)	・各月毎の献立作成の検討等
学校給食指導委員会	令和5年4月～ 令和6年3月	学校給食指導委員会 (5回の定例会)	・給食指導等の取組み 他
	令和5年10月下旬頃	学校給食指導委員会「講演会」	・講演会の実施
中学校給食委員会	令和5年4月～ 令和6年3月	中学校委員会 (3回程度の予定)	・喫食率向上に向けた取組み ・各種課題の検討等

議案第7号

令和5年度 枚方市学校給食会 事業会計歳入歳出予算の決定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第3号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和5年度 枚方市学校給食会事業会計歳入歳出予算（案）

（1）歳入の部

単位：円

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A)－(B)	説明
繰越金	1,345,944	630,981	714,963	前年度からの繰越金
雑入	1,240,000	600,000	640,000	段ボール・廃油売却代金
合計	2,585,944	1,230,981	1,354,963	

（2）歳出の部

単位：円

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A)－(B)	説明
報償費	50,000	50,000	0	指導委員会講師謝礼
消耗品費	50,000	50,000	0	事務局教材費、資料用紙、事務局事務用品等
印刷製本費	100,000	100,000	0	給食関係冊子（中学校給食ガイドブック等）作成費
加工用材料費	50,000	25,000	25,000	物資選定委員会試作用材料費 中学校給食献立試作代
手数料	400,000	630,000	△ 230,000	小学校給食費納入金融機関振込手数料、郵便切手購入等、中学校卒業時振込手数料、物資業者支払金振込手数料等
予備費	1,935,944	375,981	1,559,963	事務用品、図書カード(学校給食コンテスト景品)など
合計	2,585,944	1,230,981	1,354,963	

議案第8号

令和5年度 枚方市学校給食会 小学校給食物資会計歳入歳出予算の決定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第3号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月5日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和5年度 枚方市学校給食会 小学校給食物資会計歳入歳出予算（案）

(1) 歳入の部

(単位 円)

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A) - (B)	説明
繰越金	166,827,968	64,821,037	102,006,931	前年度からの繰越金 ※中学校給食費から借入した 5000万円を含む
給食費	877,000,000	891,000,000	△ 14,000,000	児童・教職員の給食費 過年度給食費・試食会代
補助金	26,763,000	0	26,763,000	学校臨時休業対策事業補助 金、学校給食費支援事業補助 金
雑入	40	40	0	利子等
合計	1,070,591,008	955,821,077	114,769,931	

(2) 歳出の部

(単位 円)

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A) - (B)	説明
牛乳費	272,100,000	242,400,000	29,700,000	牛乳代
パン購入費	91,900,000	85,400,000	6,500,000	パン代
精米購入費	66,600,000	64,100,000	2,500,000	精米代
副食材料費	587,549,008	561,435,517	26,113,491	おかず代
6年中学校給食 試食費	2,442,000	2,485,560	△ 43,560	全学校対象6年生による 中学校給食試食(3,700人分) ※令和4年度未歳出分を含む。
中学校給食費への 返却分	50,000,000	0	50,000,000	借入金返金分
合計	1,070,591,008	955,821,077	114,769,931	

議案第9号

令和5年度 枚方市学校給食会 中学校給食物資会計歳入歳出予算の決定について

標題の件について、枚方市学校給食会規約第6条第3号の規定により総会の議決を求める。

令和5年6月9日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和5年度 枚方市学校給食会 中学校給食物資会計歳入歳出予算（案）

(1) 歳入の部

(単位 円)

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	説明
繰越金	41,277,594	70,231,770	△ 28,954,176	前年度からの繰越金 ※小学校給食費への貸付金5,000万円除く
給食費	288,440,000	233,910,000	54,530,000	・1食330円×4,100人 (喫食率37%想定)×年間175回 ・試食会等 小学6年生・PTA ※小学校給食費からの返金5,000万円含む
補助金	6,986,000	0	6,986,000	学校臨時休業対策事業補助金、学校給食費支援事業補助金
雑入	0	0	0	利子等
合計	336,703,594	304,141,770	32,561,824	

(2) 歳出の部

(単位 円)

科目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	説明
牛乳費	48,700,000	41,600,000	7,100,000	牛乳代
パン購入費	6,300,000	5,800,000	500,000	パン代
精米購入費	22,500,000	22,000,000	500,000	精米代
副食材料費	259,203,594	234,741,770	24,461,824	おかず代
合計	336,703,594	304,141,770	32,561,824	

標題の件について、枚方市学校給食会規約第 6 条第 6 号及び第 7 号の規定により総会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

枚方市学校給食会  
会長 尾川 正洋

令和 5 年度枚方市学校給食会役員・会計監査・各委員会委員一覧

〔役員〕 18 名

〔役員〕 18 名		〔会計監査〕
<b>会長</b> 教育長 <b>理事長</b> 総合教育部長 <b>副会長</b> 小学校長 1 名 小学校 PTA 役員 1 名 <b>事務局長</b> おいしい給食課長	<b>理事</b> 小学校長 4 名 中学校長 1 名 小学校給食担当教諭 4 名 小学校 PTA 役員 3 名 中学校 PTA 役員 1 名	<b>会計監査</b> 小学校長 1 名 中学校長 1 名 小学校 PTA 役員 1 名 中学校 PTA 役員 1 名

〔物資納入業者選定委員会〕

小学校長 5 名 (内 1 名は委員長)	小学校 PTA 役員 5 名 (内 1 名は副委員長)	小学校栄養教諭等 5 名	中学校長 1 名 中学校 PTA 役員 1 名 中学校栄養教諭等 1 名	共同調理場長 2 名
-------------------------	--------------------------------	--------------	--	------------

〔物資選定委員会〕

小学校長 5 名 (内 1 名は委員長)	小学校栄養教諭等 2 6 名	共同調理場長 2 名
PTA 役員 5 名 (内 1 名は副委員長)		

〔献立作成委員会〕

小学校給食担当教諭 44 名 (内 1 名は委員長、内 1 名は副委員長)	小学校栄養教諭等 物質選定委員会に同じ	調理員 2 名
	共同調理場長 2 名	

〔給食指導委員会〕

小学校長 10 名 (内 1 名は委員長)	小学校給担教諭 献立作成委員会に同じ (内 1 名は副委員長)	教育指導主管課長 食育担当指導主事等	共同調理場長 2 名
	小学校栄養教諭等 献立作成委員会に同じ		

〔中学校給食委員会〕

中学校長 2 名 (内 1 名は委員長)	中学校 PTA 役員 2 名 (内 1 名は副委員長)	中学校給担教諭 2 名 共同調理場長 1 名	教育指導主管課長 食育担当指導主事等	中学校栄養教諭等 2 名
-------------------------	--------------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------